

改正

昭和51年8月17日規則第74号

昭和52年9月30日規則第44号

昭和53年9月30日規則第48号

昭和54年9月29日規則第82号

昭和55年3月28日規則第17号

昭和55年10月9日規則第66号

昭和56年3月31日規則第18号

昭和57年10月28日規則第52号

昭和58年3月3日規則第3号

昭和58年3月31日規則第16号

昭和59年12月28日規則第53号

平成3年4月1日規則第16号

平成3年8月1日規則第24号

平成4年3月31日規則第8号

平成9年7月1日規則第35号

平成11年4月1日規則第14号

平成12年3月29日規則第3号

平成17年9月2日規則第76号

平成18年3月31日規則第58号

平成20年3月31日規則第39号

平成21年5月29日規則第56号

平成22年9月30日規則第82号

平成22年10月20日規則第83号

平成23年6月20日規則第35号

平成24年3月30日規則第18号

平成24年7月13日規則第51号

平成25年3月29日規則第36号

平成25年9月9日規則第65号

平成27年6月24日規則第50号

平成27年12月28日規則第80号

平成28年3月31日規則第61号

佐世保市福祉医療費の支給に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保市福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「心身障害者」、「乳幼児」、「小・中学生」、「母子家庭の母と子」、「父子家庭の父と子」、「寡婦等」及び「医療保険各法」とは、条例第2条に規定する「心身障害者」、「乳幼児」、「小・中学生」、「母子家庭の母」、「母子家庭の子」、「父子家庭の父」、「父子家庭の子」、「寡婦等」及び「医療保険各法」をいう。

(受給資格の認定申請)

第3条 条例第6条の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、福祉医療費受給資格認定申請書兼台帳（乳幼児・小中学生）（様式第1号）又は福祉医療費受給資格認定申請書兼台帳（母子・父子・寡婦等）（様式第1号の2）、福祉医療費受給資格認定申請書兼台帳（障害者）（様式第1号の3）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 本市の区域内に住所を有することを証する書類又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）の規定による支給決定を証する書類
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類
- (3) 心身障害者にあつては、条例第2条第1項に規定する障害の程度を証する書類及び条例第5条第1号に規定する事項に該当しないことを証する福祉医療費所得状況届（様式第2号）
- (4) 乳幼児にあつては、条例第2条第2項に規定する事項を証する書類
- (5) 小・中学生にあつては、条例第2条第3項に規定する事項を証する書類
- (6) 母子家庭の母と子にあつては、条例第2条第4項又は第5項に規定する事項に該当し、かつ、条例第5条第3号から第5号までに規定する事項に該当しないことを証する書類
- (7) 父子家庭の父と子にあつては、条例第2条第6項及び第7項に規定する事項に該当し、かつ、条例第5条第3号及び第5号に規定する事項に該当しないことを証する書類
- (8) 寡婦等にあつては、条例第2条第8項に規定する事項に該当し、かつ、条例第5条第6号

に該当しないことを証明する書類

- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる添付書類により証明すべき事実を、市長が、公簿等で調査することについて同意があつたときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(福祉医療費受給者証)

第4条 条例第7条の規定による福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）は、様式第3号（心身障害者の対象となる者にあつては様式第3号の2、乳幼児であつて、条例第9条第3項及び第4項に規定する支給の方法（以下「現物給付」という。）の対象となるものにあつては、様式第3号の3）による。

- 2 市長は、受給者証を申請者に交付したときは、福祉医療費受給者台帳にその旨を登録するものとする。

(認定申請の却下通知)

第5条 市長は、受給資格がないと認めるときは、福祉医療費受給資格認定申請却下通知書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(受給者証の更新)

第6条 受給者証の有効期間は、それぞれ次の各号のとおりとする。

- (1) 心身障害者 昭和49年10月1日から昭和51年9月30日まで。
- (2) 乳幼児 満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで。
- (3) 小・中学生 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで。
- (4) 母子家庭の母と子 昭和53年12月1日から昭和54年11月30日まで。
- (5) 父子家庭の父と子 平成22年12月1日から平成23年11月30日まで。
- (6) 寡婦等 昭和54年10月1日から昭和55年9月30日まで。

- 2 前項に規定する有効期間が経過した後は、同項第2号及び第3号の場合を除き、経過した日から起算して1年の期間で受給者証を更新するものとし、以後この例により更新し、新たな受給者証を交付するものとする。この場合において、心身障害者について、第6項ただし書の規定により受給者証の更新申請を省略させることとする場合にあつては、既に交付された受給者証を、更新により新たに交付された受給者証とみなす。

- 3 前2項に規定する有効期間の途中で交付を受けた受給者証の有効期間は、それぞれ前2項に規定する期間の残存期間とする。

- 4 心身障害者に係る条例第5条第1号に規定する所得の確認は、受給者証の更新のときに行うものとする。ただし、その者が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に

基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条に基づき福祉手当の受給権者であつて、当該年度の所得状況に関して特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条又は第21条の規定（第26条の5において準用する場合を含む。）による支給の制限を受けていないものにあつては、第3条第3号に掲げる書類を省略できるものとする。

5 母子家庭の母又は父子家庭の父に係る条例第5条第3号から第5号までに規定する所得の確認は、第2項に規定する受給者証の更新のときにも行うものとする。ただし、その者が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づき児童扶養手当の受給権者であつて、当該年度の所得状況に関して児童扶養手当法第9条、第9条の2又は第10条の規定による支給の制限を受けていないものにあつては、所得状況の確認を省略することができる。

6 受給者証の更新申請は、福祉医療費受給資格更新申請書（障害・母子・父子・寡婦）（様式第9号及び様式第10号）により行うものとし、第3条から第5条までの規定を準用する。ただし、心身障害者については、市長が必要と認める場合は当該書類の提出を省略させることができる。

（受給者証の再交付申請）

第7条 受給者は、受給者証を破損又は亡失したときは、受給者証再交付申請書（様式第5号）を市長に提出して再交付を受けなければならない。

（支給の申請等）

第8条 条例第9条の規定による申請は、福祉医療費支給申請書（様式第6号）により行うものとし、医療機関の領収書又は、医療機関等証明書（様式第6号の2）を添付するものとする。原則として同一医療機関等につき1月1回とする。

2 現物給付に係る福祉医療費の請求及び支払いについては、市長が委託する審査支払機関等を通じて行うものとする。

（受給資格認定事項の異動届）

第9条 受給者は、受給資格認定事項に異動があつたときは、速やかに福祉医療費受給資格認定事項異動届（心身障害者にあつては様式第7号、その他の者にあつては様式第7号の2）に当該異動事実を証する書類及び受給者証を添え、市長に提出しなければならない。

（配偶者等の変更に伴う同意書）

第10条 心身障害者の受給者は、現にその者と生計を同じくする配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者に変更があつたときは、速やかに同意書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例施行の日から施行し、昭和49年10月1日以後の診療に係る医療費から適用する。
- 2 この規則の施行の際、既に提出された福祉医療費受給資格認定調査書は、第3条の規定によりこの規則の施行日に提出された福祉医療費受給資格認定申請書とみなす。

附 則 (昭和51年8月17日規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年9月30日規則第44号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第6条第1項第3号の規定は、昭和52年10月1日以降の診療にかかる医療費から適用する。
- 2 改正後の規則第6条第1項第3号の規定中「昭和53年12月1日から昭和54年11月30日まで。」とあるのは、昭和53年11月30日までの間「昭和52年10月1日から昭和53年11月30日まで。」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和53年9月30日規則第48号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和53年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- (適用)
- 2 この規則による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第6条第1項第3号の規定は、施行日以後の診療に係る医療費から適用する。
 - 3 改正後の規則第6条第1項第3号の規定中「昭和53年12月1日から昭和54年11月30日まで。」とあるのは、母子家庭の子にあつては、昭和53年11月30日までの間「昭和53年10月1日から昭和54年11月30日まで。」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和54年9月29日規則第82号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和54年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例施行規則第6条第1項第4号の規定は、施行日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則（昭和55年3月28日規則第17号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年10月9日規則第66号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（読替規定）

- 2 佐世保市福祉医療費の支給に関する条例施行規則第6条第1項第3号中「昭和53年12月1日から昭和54年11月30日まで。」とあるのは、母子家庭の子（ただし、義務教育終了前の子を除く。）にあつては、昭和56年11月30日までの間「昭和55年10月1日から昭和56年11月30日まで。」と読み替えるものとする。

附 則（昭和56年3月31日規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和56年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用）

- 2 この規則による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第6条第1項第1号の規定は、施行日以後の診療に係る医療費から適用する。

（読替規定）

- 3 改正後の規則第6条第1号中「昭和49年10月1日から昭和51年9月30日まで。」とあるのは、身体障害者（ただし、級別が1級又は2級に該当する旨身体障害者手帳に記載された者を除く。）にあつては、昭和59年9月30日までの間「昭和56年4月1日から昭和57年9月30日まで。」と読み替えるものとする。

附 則（昭和57年10月28日規則第52号）

この規則は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月3日規則第3号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月28日規則第53号）

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

2 改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、施行の日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則（平成3年8月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則（平成9年7月1日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月2日規則第76号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第58号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第39号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日規則第56号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日規則第82号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年10月20日規則第83号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成22年12月1日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年6月20日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例施行規則様式第1号及び様式第7号の2により提出されている文書は、改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例施行規則様式第1号及び様式第7号の2により提出された文書とみなす。

附 則 (平成24年7月13日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月9日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年6月24日規則第50号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定、第10条を第11条とし、第9条の次に1条を加える改正規定及び様式第10号の次に1様式を加える改正規定は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例施行規則様式第1号の3、様式第6号、様式第6号の2及び様式第10号により提出されている文書は、改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例施行規則様式第1号の3、様式第6号、様式第6号の2及び様式第10号により提出された文書とみなす。

附 則 (平成27年12月28日規則第80号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第61号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、様式第4号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(医療費に関する経過措置)

- 2 この規則による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例施行規則の規定(前項本文に係る改正規定に限る。)は、施行日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

(申請に関する経過措置)

- 3 佐世保市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第20号)による改正後の佐世保市福祉医療費の支給に関する条例(以下「新条例」という。)第6条の認定を受けようとする支給対象者又はその保護者で、新条例第2条第3項及び第9項の要件を満たしているものは、施行日前においても、この規則による改正後の様式第1号を使用して、その申請を行うことができる。

(様式に関する経過措置)

- 4 施行日前に現に提出されているこの規則による改正前の様式第1号の文書は、この規則による改正後の様式第1号(「児童手当情報」の次に「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等情報」を加える部分を除く。)により提出された文書とみなす。

様式第1号

様式第1号の2

様式第1号の3

様式第2号

様式第3号

様式第3号の2

様式第3号の3

様式第4号

様式第5号

様式第6号

様式第6号の2

様式第7号

様式第7号の2

様式第8号

様式第9号

様式第10号

様式第11号